別表第四号の三中「大字尾駮字沖村」を「大字尾駮字沖付」に改め、同表第十二号(3)中「、塩田前、寺田及び蕪木」を「及び天神前」に改め、「及び高海島」を削り、同表第二十四号(1)中「字青山、字上町、字洞仙野、字千城、字釜前、字添及び字馬ノ口」を「(字善次郎及び字土屋を除く。)」に、「並びに佐内町」を「及び佐内町」に改め、同表第二十九号中「大野町四丁目」を「大野町四丁目ソ及びレ」に改め、同表第三十六号(1)中「、大字六呂見字大島」を削り、「字沖殿」の下に「、字大島」を加え、同表第三十九号イ(1)中「築港八幡町」の下に「及び匠町」を加え、同表第四十四号(1)から(9)までを次のように改める。

(1)　白浜町字常盤、字末広新開及び字甲八束新開、白浜町灘浜、飾磨区妻鹿日田町、飾磨区妻鹿常盤町並びに飾磨区妻鹿字甲鶴亀、字乙鶴亀、字巳琵琶、字巳高須、字甲太平及び字太太の区域　白浜町字常盤新開、字万代新開及び字乙八束新開並びに飾磨区妻鹿字丁向、字戊向、字乙琵琶、字戊琵琶、字巳琵琶、字戊高須及び字丁高須の区域のうち主務大臣の定める区域

(2)　飾磨区中島字宮前新田上、字宮前新田下、字水取、字古新田、字東畑林、字西畑林、字真鶴砂田、字真鶴扇田、字真鶴切戸、字濱崎新田、字川尻新田上、字川尻新田下、字福路町、字庄助新田、字前袋町、字辰巳新田、字相生梅、字相生竹、字相生松、字相生亀、字相生鶴、字相生會所前、字一文字、字大森新田鶴、字大森新田亀、字大森新田松、字大森新田竹、字大森新田梅及び字宝来の区域　飾磨区中島字高浜、字長町、字真鶴上及び字流田並びに飾磨区玉地字向島の区域のうち主務大臣の定める区域

(3)　飾磨区細江字西宮前、字網干場、字東万歳、字西万歳、字小万歳及び字浜万歳の区域　飾磨区細江字東宮前及び字南浜砂並びに飾磨区須加字須加町の区域のうち主務大臣の定める区域

(4)　飾磨区構字東飯田新田、飾磨区今在家字東葭林新田、字中葭林新田、字西葭林新田及び字近藤新田、飾磨区入船町、飾磨区粕谷新町並びに飾磨区英賀字粕谷新田の区域　飾磨区構字西飯田新田、飾磨区今在家字東荒新田及び字西荒新田並びに飾磨区英賀字葭林新田の区域のうち主務大臣の定める区域

(5)　広畑区夢前町二丁目、広畑区夢前町四丁目及び広畑区富士町の区域　広畑区鶴町一丁目、広畑区鶴町二丁目及び広畑区大町一丁目から広畑区大町三丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域

(6)　大津区勘兵衛町三丁目及び大津区勘兵衛町五丁目の区域　大津区勘兵衛町四丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

(7)　大津区吉美字地浜、字地浜畑、字地畑、字中浜、字元新浜北、字元浜南、字西浜、字西新浜、字中畑及び字沖畑の区域

(8)　網干区新在家字五本松、字日富見松、字日富見亀及び字日富見鶴並びに網干区大江島字流作、字肥塚新田北及び字肥塚新田南の区域　網干区新在家字衣掛及び字塩浜並びに網干区大江島字西高の区域のうち主務大臣の定める区域

(9)　網干区興浜字沖高洲、字新々畑及び字西沖並びに網干区浜田字了益新田、字替地新田、字外新田、字添地新田、字北新々田、字東新々田、字上天保新田、字下天保新田、字北垣原、字南垣原、字西新々田及び字南新々田の区域　網干区興浜字第一味岡、字小松鼻、字鉄炮場、字古新畑及び字安土川並びに網干区浜田字中沖新田、字西沖新田、字寄洲新畑及び字入江新畑の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第四十五号(3)中「(2)の区域に隣接する道路の区域のうち主務大臣の定める区域」を削り、同表第六十五号(4)を次のように改める。

(4)　八幡東区大字若松字葛島の区域　戸畑区牧山五丁目及び牧山海岸、八幡東区大字尾倉字高見、字多々羅、字節原、字井上、字築田、字西田、字築地及び字浜田並びに大字前田字芒田、字小緑、字大塚、字鯣田、字中ノ塚、字唐木、字下ノ原、字中伏、字洞岡、字西洞岡、字波戸、字瀬戸原及び字和井田並びに八幡西区東浜町の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第六十八号中「福島町塩浜免」の下に「字白岩、字柳、字川下、字外尾崎、字松原谷、字平野及び字此浦」を加え、同表第七十一号(1)を次のように改める。

(1)　大字日吉原、大字青崎、大字一ノ洲、大字家島字一本木、字城ノ内、字渡場、字横合、字上西川、字東松浦、字内中洲、字東中洲及び字飛島、大字小中島字新田、字江ノ道及び字中島、大字三佐字浜新地及び字仲洲、大字鶴崎字西浜、字塩田、字田ノ上、字向島、字家形、字前田、字平素麺、字池田、字長畑、字八反畑、字芳原、字前川及び字新堀並びに大字中ノ洲の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第七十一号の二中「港町」の下に「字唐山及び字京泊」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　原口　一博
経済産業大臣　直嶋　正行
内閣総理大臣　菅　**直人**

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月十四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「平成二二年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二二年一〇月一日から平成二三年三月三一日まで」に改め、同表数量の欄中「五〇、〇〇〇トン」を「七〇、〇〇〇トン」に、「二、一〇九、九〇〇トン」を「二、一〇四、〇〇〇トン」に、「四一、一〇〇トン」を「四七、〇〇〇トン」に、「六六、六〇〇トン」を「六五、二〇〇トン」に、「二七六、九〇〇トン」を「二四六、〇〇〇トン」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　**直人**

東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月十四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百一号

東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条　国際平和協力本部に、東ティモールにおける国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号イに掲げる業務のうち武力紛争の停止の遵守状況の監視に係る国際平和協力業務及び法第四条第二項第三号に掲げる事務を行う組織として、平成二十三年四月三十日までの間、東ティモール国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

2　国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、国際平和協力本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。

（国際平和協力手当）

第二条　東ティモールにおける国際連合平和維持活動のために実施される国際平和協力業務に従事する協力隊の隊員に、この条の定めるところに従い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2　手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3　前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づく特殊勤務手当の支給の例による。